



R8 滋賀県木造建築セミナー 第1回



# 公共建築物を 木造・木質化するための 合意形成方法

地域の木材を活用して、公共建築物を木造・木質化するためには行政組織内にその必要性を伝え、理解を得ることが重要です。

令和3年10月、公共建築物木材利用促進法が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（通称：都市の木造化推進法）」に改正され、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大し、建築物の木材利用がより一層推進されているところです。しかしながら、中・大規模建築物は木造・木質化の実績が少ないため、木材利用に慎重な自治体や民間事業者も未だ存在します。関係部署や財政部局の合意を得るには、地域材活用の意義やコスト面についての合理的な説明が必須です。

本セミナーでは、神戸市において公共施設の地域材活用を推し進めてきた神戸市役所住宅建築局建築課の福岡氏をお招きし、組織内での合意形成に必要な木造・木質化に係る情報と合意形成の進め方について、その手法を学びます。

2026年

参加無料

8月18日(火)

13:30-17:00 (13:00 受付開始)

滋賀県大津合同庁舎

6階 6-A 会議室 (大津市松本1丁目2-1)

講師

福岡 誉顕 氏

Fukuoka Takaaki



神戸市 建築住宅局 建築課 係長

- 1991年 神戸市入庁  
まちづくり(民間再開発)事業担当
- 1995年 阪神・淡路大震災
- 1996年 営繕部局に異動  
公共建築の設計監理担当
- 2002年 復興まちづくり事業へ異動
- 2021年 営繕部局に異動復帰  
市内初の木造庁舎整備のため、  
木造・木質化に取り組みはじめる
- 2025年 木材コーディネーター基礎講座受講中

## 申込方法

右記の申込先メールアドレスへ「件名：8/18セミナー申込」として  
①氏名 ②所属 ③電話番号 ④参加動機 ⑤講師への質問を記入のうえ  
送信ください (事務局からの受付完了メールをもって申込完了となります)

申込〆切  
8/16(日)

定員 30名

申込先 [info@yama-warau.com](mailto:info@yama-warau.com)

問合せ 0740-32-2315

主催 /  
滋賀県

後援 / 公益社団法人 滋賀県建築士会、一般社団法人 滋賀県建築士事務所協会、一般社団法人 滋賀県建築設計家協会  
一般財団法人 滋賀県建築住宅センター、滋賀県森林組合連合会、滋賀県木材協会、公益社団法人 日本建築家協会 近畿支部 滋賀地域会  
運営事務局 / 滋賀県 琵琶湖環境部 びわ湖材流通推進課 (大津市京町四丁目1番1号)、株式会社 山笑う (高島市安曇川町中野 311)